

Minami Kyushu University Syllabus

シラバス年度	2025年度	開講キャンパス		宮崎キャンパス		開設学科		管理栄養学科		
科目名称	公衆栄養学Ⅱ						授業形態		演習	
科目コード	305100	単位数	2単位	配当学年	3	実務経験教員		○	アクティブ ラーニング	○
担当教員名	長友 多恵子								ICT活用	○
授業概要	本授業の目的は、公衆栄養学Ⅰで学んだことを基礎とし、栄養疫学、公衆栄養活動の内容・方法・実際の活動例および諸外国の健康・栄養政策等について学び説明できる理解と技術を身につけることである。まず、栄養疫学の手法を通して、公衆栄養と健康との関連を科学的に理解する。また対象集団に適切な栄養関連サービスを提供する公衆栄養プログラムの作成・実施・評価のマネジメントに必要な理論や方法を修得する。さらに諸外国の健康・栄養政策等について学び、管理栄養士の果たすべき役割についての理解を深める。 実務経験担当教員として県庁・保健所にて行われている栄養調査等の方法の知識や実際を提示する。									
関連する科目	履修前に「公衆栄養学Ⅰ」「公衆衛生学」「健康管理概論」を、同時期に「公衆栄養学実習」を受講しておくことが望ましい。履修後は、「保健医療福祉システム論」を受講することが望ましい。									
授業の進め方 と方法	個人やグループで公衆栄養分野の実務課題に取り組み、発表、相互評価を繰り返すことでテクニックを身につける。また、授業資料の配付や課題提出の一部は、ユニバのクラスプロフィール上で行います。									
授業計画 【第1回】	栄養疫学の実際 1（宮崎県民） ：健康みやざき行動計画 2 1 が県民健康・栄養調査の結果から目標設定されていることなどを知る。									
授業計画 【第2回】	栄養疫学の実際 2（宮崎県民の健康課題への提案） ：健康みやざき行動計画 2 1 の目標から選び、健康づくり事業の企画を作成する。									
授業計画 【第3回】	栄養疫学の実際 3 ：宮崎県民の健康課題への健康づくり事業提案発表									
授業計画 【第4回】	公衆栄養マネジメント 1 ：概念とプロセスの確認									
授業計画 【第5回】	公衆栄養マネジメント 2 ：アセスメントの方法や実際について学ぶ									
授業計画 【第6回】	公衆栄養マネジメント 3 ：プログラムの目標設定について学ぶ									
授業計画 【第7回】	公衆栄養マネジメント 4 ：プログラムの計画について学ぶ									
授業計画 【第8回】	公衆栄養マネジメント 5 ：プログラムの実施の実例等を学ぶ									
授業計画 【第9回】	公衆栄養マネジメント 6 ：プログラムの評価方法について学ぶ									
授業計画 【第10回】	公衆栄養プログラムの展開 1 ：地域特性に対応したプログラム									

授業計画 【第11回】	公衆栄養プログラムの展開2 ：ライフステージ別プログラム
授業計画 【第12回】	公衆栄養プログラムの展開3 ：障害者、生活習慣病ハイリスク集団のプログラム
授業計画 【第13回】	公衆栄養プログラムの展開4 ：食環境づくりのプログラム
授業計画 【第14回】	食環境づくりのプログラムの企画 ：食環境づくりのプログラムの企画書を作成する
授業計画 【第15回】	食環境づくりのプログラムの企画（発表） ：前週に作成した企画書の発表を行い、評価する。
授業の到達目標	1. 公衆栄養活動の果たす重要性を理解する。【知識・理解を応用し活用する能力の獲得】 2. 公衆栄養活動を実施するための知識や考え方を修得する。【論理的思考の獲得】【生涯学習力・生涯活用力の育成】
学位授与の方針 (DP) との関連	1. 知識・理解を応用し活用する能力-(1)／2. 汎用的技能を応用し活用する能力-(2)／3. 人間力、社会性、国際性の涵養-(4)
授業時間外学習【予習】	テキストの関連部分をよく読み、把握しておく（1時間） 演習がある時には資料を準備しておく（1時間）
授業時間外学習【復習】	授業で学んだことを復習し、課題を調べ発表する準備をしておく（1時間）
課題に対する フィードバック	定期試験・レポートは評価をし、解説を行います。 プレゼンテーションと質疑応答や発表の中でのアドバイスをを行います。
評価方法・基準	以下の項目に基づいて評価します。 1) 定期試験50点 2) レポート取り組み状況＋発表40点 3) 授業態度等10点
テキスト	・公衆栄養学（南江堂）第8版 ・公衆栄養学・栄養疫学実習（建帛社）初版 ・テーマに応じた資料を配布
参考書	・国民健康・栄養調査結果（厚生労働省） ・日本人の食事摂取基準（厚生労働省） ・必要に応じて適宜紹介する
備考	